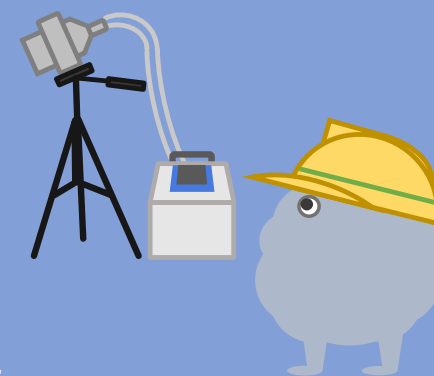


令和7年度川崎市石綿飛散防止対策セミナー

川崎市における 石綿飛散防止対策の現状について

令和8年2月9日

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課





1. 石綿とは

2. 事前調査について

3. 届出について

4. 作業基準について

5. 立入検査について

6. 事前質問への回答



1. 石綿とは

アスベストとも言われる
天然に産出される**繊維状**の鉱物



アスベストの主な特徴

- ・ 繊維状で紡織性を有する
- ・ 耐熱性に優れている など



さまざまな建材に使用

昭和30年(1955年)代ごろ 石綿が使用されはじめる

昭和40年(1965年)代 石綿の最需要期

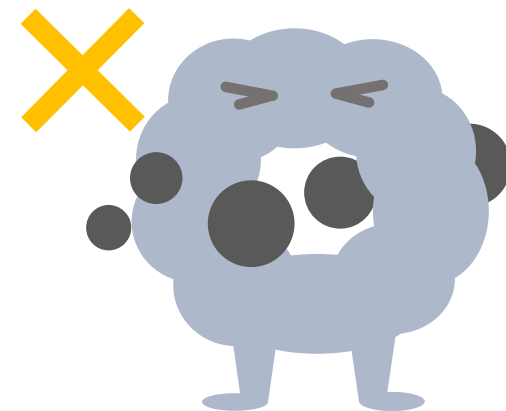
1. 石綿とは

石綿を吸入すると微細な繊維が肺の深くに到達

長い潜伏期間の後に
肺がんや中皮腫といった**健康被害を起こす**

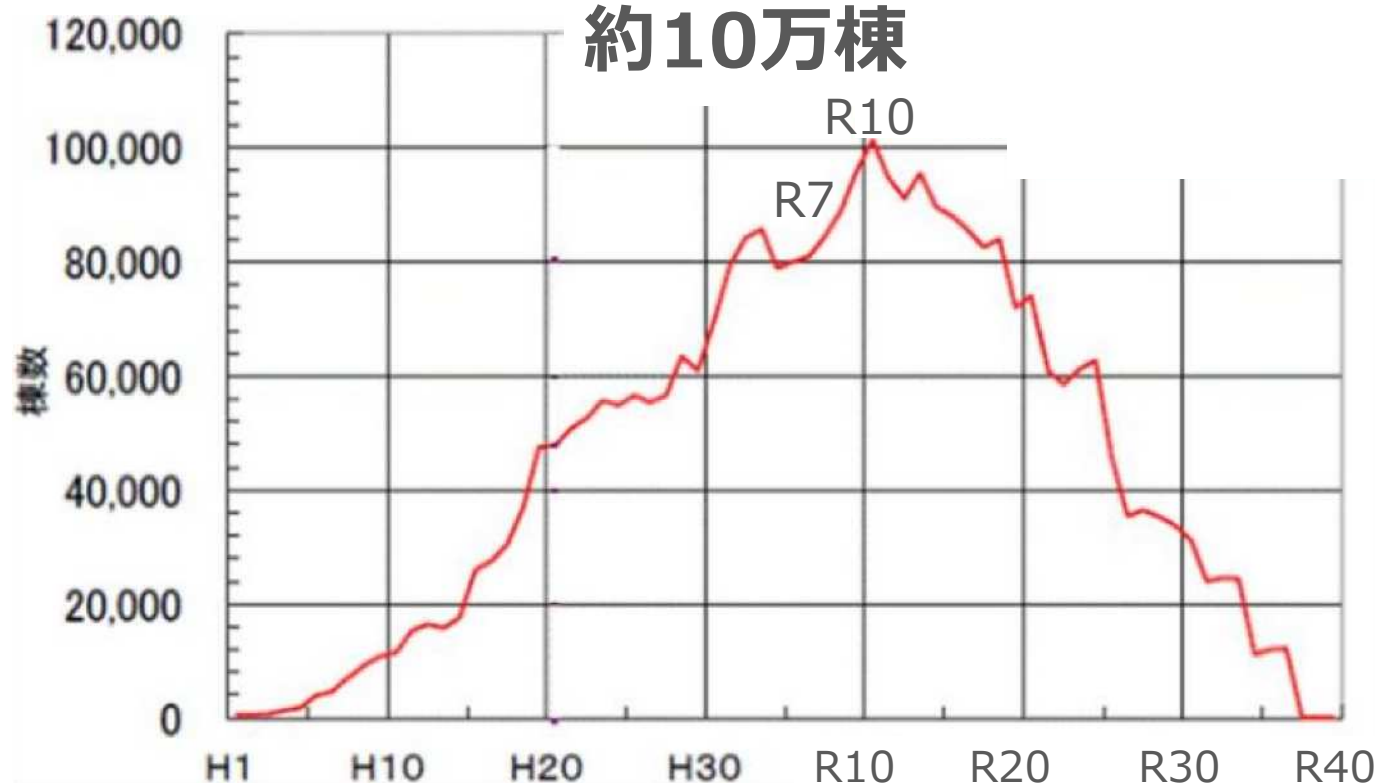
昭和50年(1975年) 5%超の石綿の吹付原則禁止
平成7年(1995年) 1%超の石綿の吹付原則禁止
平成16年(2004年) 1%超の石綿含有建材、摩耗剤、
接着剤等10品目が製造禁止

平成18年(2006年)9月 0.1%超の石綿製品の輸入・製造・使用禁止



1. 石綿とは

令和10年(2028年)が解体のピーク
約10万棟



吹き付けアスベスト等を含む建築材料を使用している可能性がある
鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数

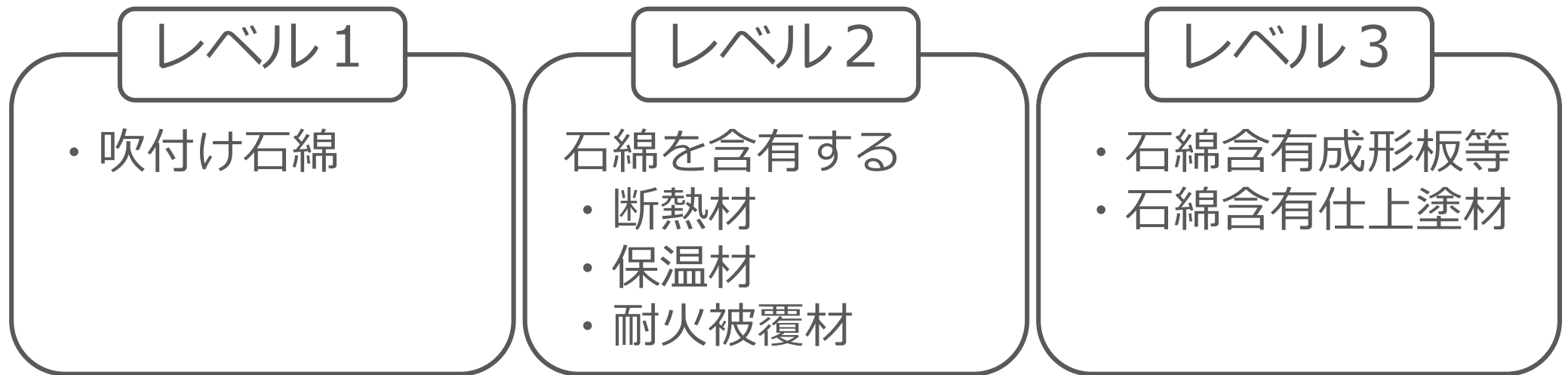
出典：中央環境審議会大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会（第一回）資料

**一般環境への石綿飛散防止対策が
極めて重要な課題**

1. 石綿とは

石綿含有建材（石綿濃度が0.1%を超える製品）

は飛散性の高さにより分類される

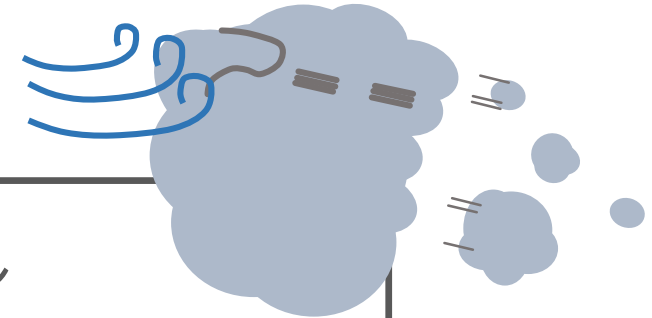


高い ←← 飛散性（発じん性） →→ 低い

1. 石綿とは

レベル1 建材 非常に飛散性が高い

- ・ 吹付け石綿
- ・ 石綿含有吹付けロックウール
- ・ 石綿含有ひる石吹付材
- ・ 石綿含有パーライト材



吹付材



ひる石（バーミキュライト）

1. 石綿とは

レベル2建材 飛散性が高い

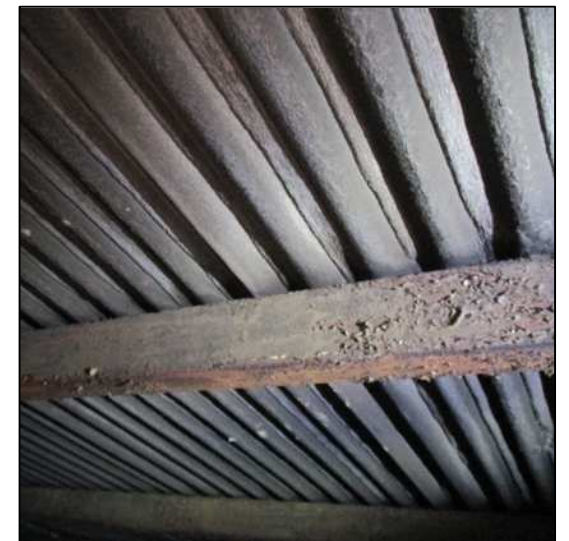
- ・ 屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材
- ・ 石綿含有保温材
- ・ 石綿含有耐火被覆板、石綿含有ケイ酸カルシウム板第2種



煙突用断熱材



配管保温材



屋根用折板裏断熱材

1. 石綿とは

レベル3 建材

通常の使用時には飛散性は低いが、
割ったり壊したりすると飛散のおそれ

- ・ 石綿含有仕上塗材



仕上塗材



聚楽壁（じゅらくかべ）

※ひる石（バーミキュライト）とパーライトは、レベル3 建材ではなく、
レベル1 建材に該当するため、注意が必要

1. 石綿とは

通常の使用時には飛散性は低いが、
割ったり壊したりすると飛散のおそれ

レベル3 建材

- ・ 石綿含有成形板等（レベル1、2建材、石綿含有仕上塗材以外の全ての建材）



スレート屋根



クッション
フロア



軒天



岩綿吸音板



ガスケット



パッキン



1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
4. 作業基準について
5. 立入検査について
6. 事前質問への回答



2. 事前調査について

大気汚染防止法第18条の15（一部省略）

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の**元請業者は**・・・設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査・・・を行うとともに・・・当該解体等工事の発注者に対し・・・これらの事項を記載した**書面を交付して説明**しなければならない。

- 元請業者が実施
- 建築物、工作物の解体、改修工事で事前調査が必要
（一部を除く ※次ページで説明）
- 調査の結果を書面で発注者に報告

2. 事前調査について

事前調査の対象外となる工事

(1) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、**当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業**

2. 事前調査について

事前調査の対象外となる工事

(2) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、**電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。**

2. 事前調査について

事前調査の対象外となる工事

（３）既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

（４）国土交通省、経済産業省及び農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物の解体・改修の作業

2. 事前調査について

建築物の事前調査は**資格**を持った人が実施

特定工作物等についても、**令和8年1月から資格が必要**

●建築物

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。

●工作物

「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。

- ・煙突・サイロ・鉄骨架構・上下水道管等の地下埋設物・化学プラント等
- ・建築物内に設置されたボイラー・非常用発電設備・エレベーター・エスカレーター等
- ・製造若しくは発電等に関連する反応槽・貯蔵設備・発電設備・焼却設備等
- ・これらの間を接続する配管等の設備等

2. 事前調査について

●特定工作物

特定建築材料（レベル1～3の石綿含有建材）が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物

- 1：反応槽、2：加熱炉、3：ボイラー及び圧力容器、
- 4：配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- 5：焼却設備、6：煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 7：貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 8：発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- 9：変電設備、10：配電設備、11：送電設備（ケーブルを含む。）
- 12：トンネルの天井板、13プラットホームの上家、
- 14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、
- 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、
- 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

2. 事前調査について

必要な事前調査者の資格の種類

●建築物の解体、改修を行う場合

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者

（※一戸建て住宅等に限る。）

・令和5年10月1日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

2. 事前調査について

令和8年1月から施行

必要な事前調査者の資格の種類

●特定工作物等の解体、改修を行う場合

・特定工作物（第1号～第5号、第7号～第11号）

⇒ 工作物石綿事前調査者

・特定工作物（第6号、第12号～第17号）

・特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの

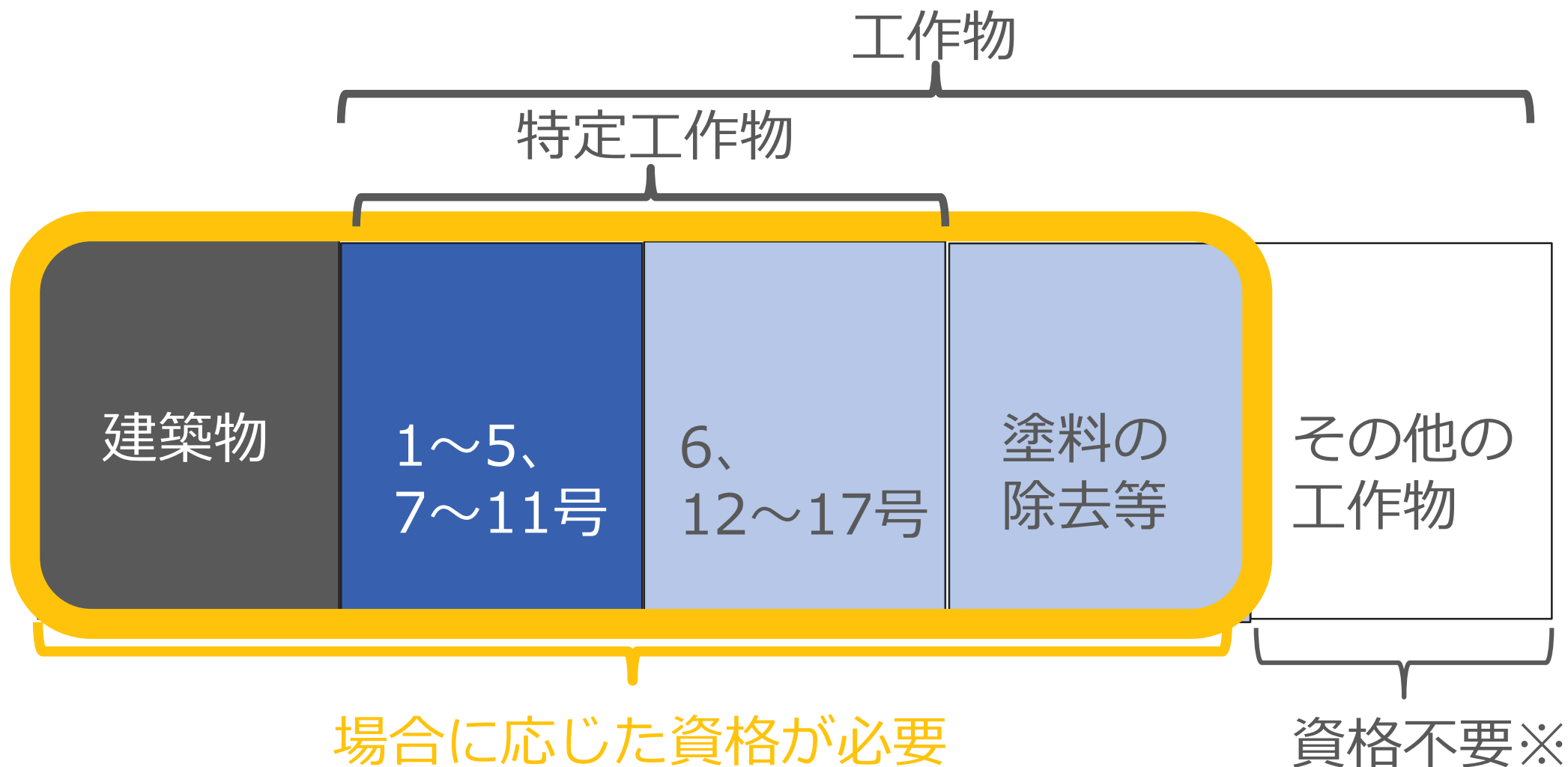
※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体を行う場合

⇒工作物石綿事前調査者 又は 建築物石綿含有建材調査者等

1：反応槽、2：加熱炉、3：ボイラー及び圧力容器、4：配管設備、
5：焼却設備、6：煙突、7：貯蔵設備、8：発電設備、9：変電設備、
10：配電設備、11：送電設備、12：トンネルの天井板、
13プラットフォームの上家、14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、
16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、
17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

2. 事前調査について

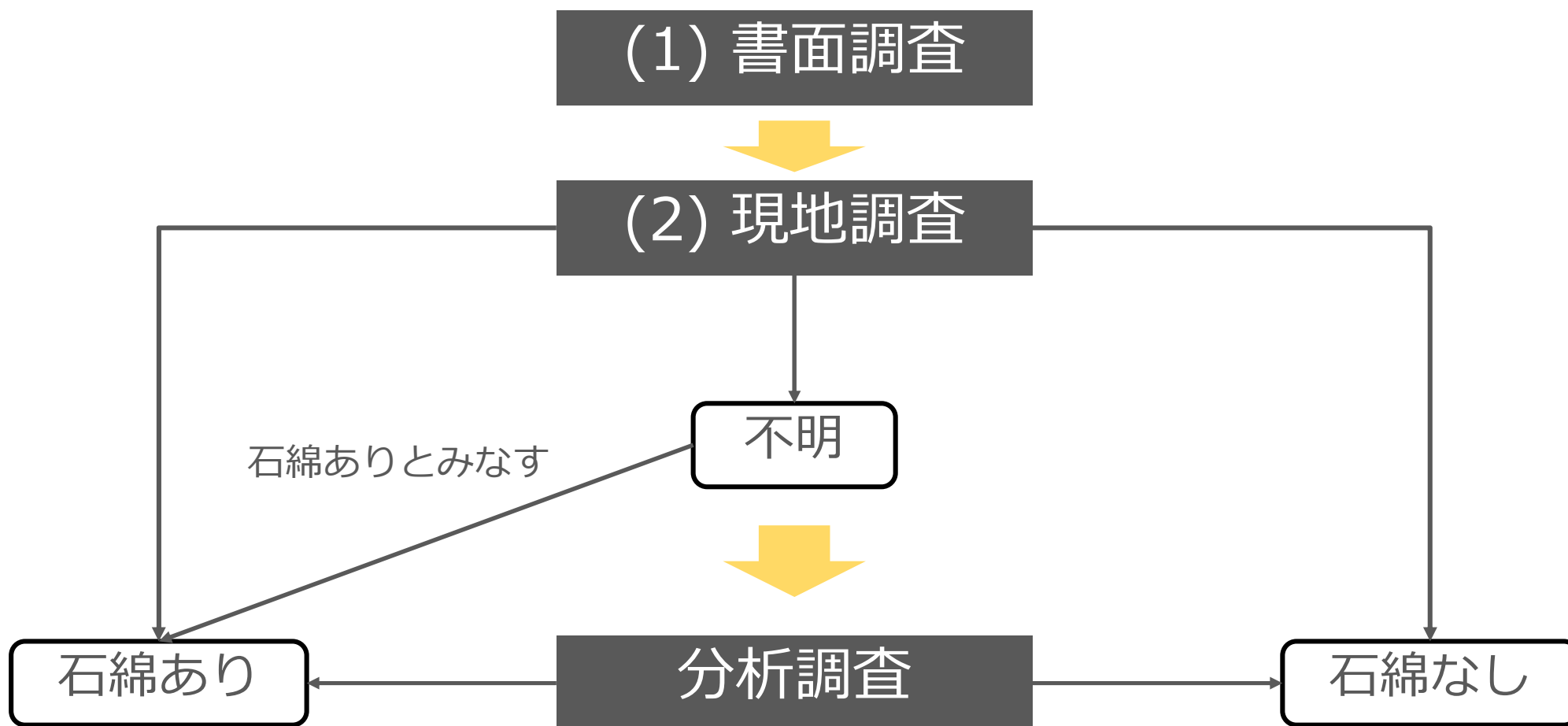
(まとめ) 事前調査者の資格が必要な解体・改修工事



※その他の工作物については調査者の資格は不要だが、いずれかの資格を持った調査者が実施するのが望ましい

2. 事前調査について

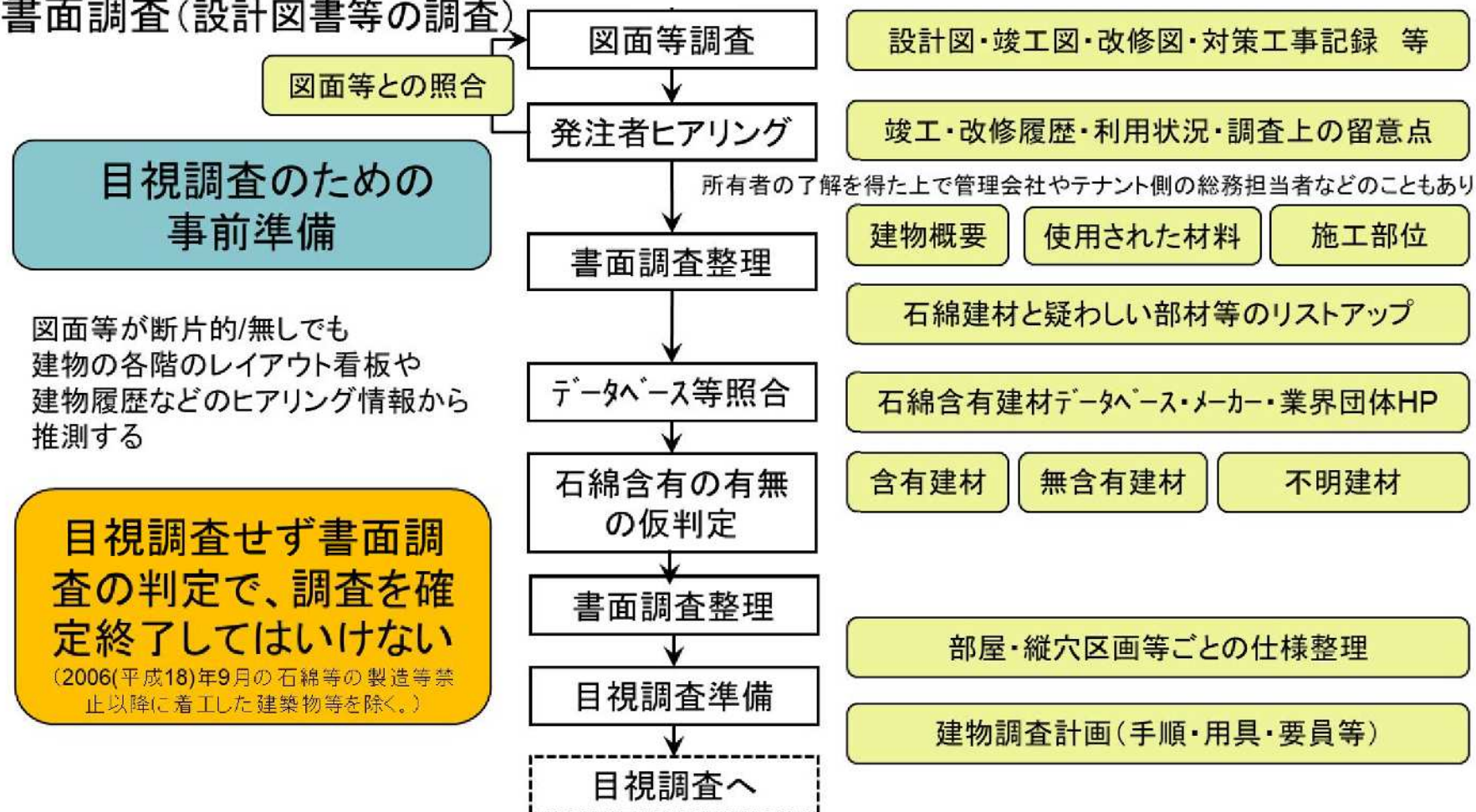
事前調査の流れ



2. 事前調査について

(1) 書面調査

書面調査(設計図書等の調査)

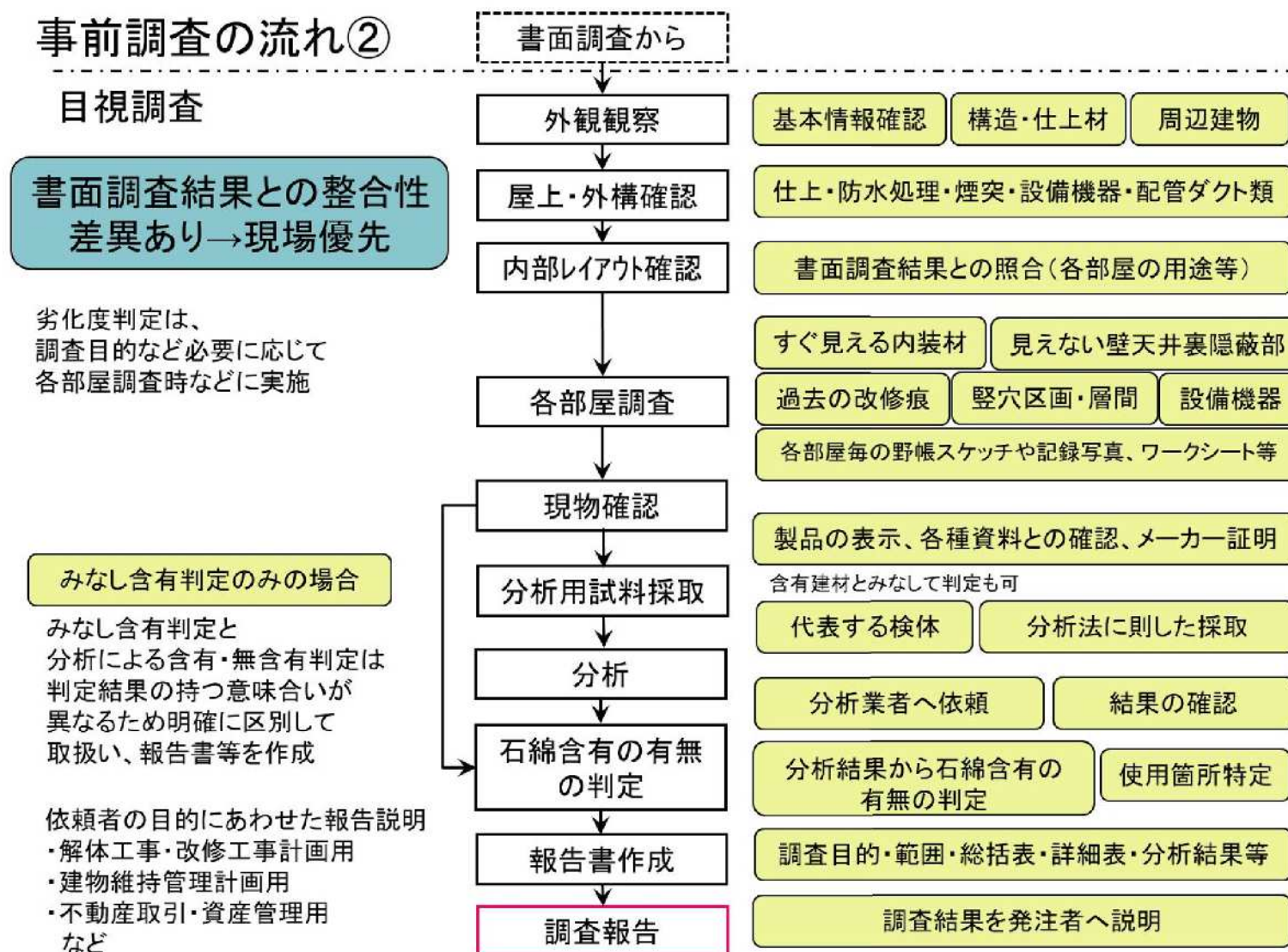


出典 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

2. 事前調査について

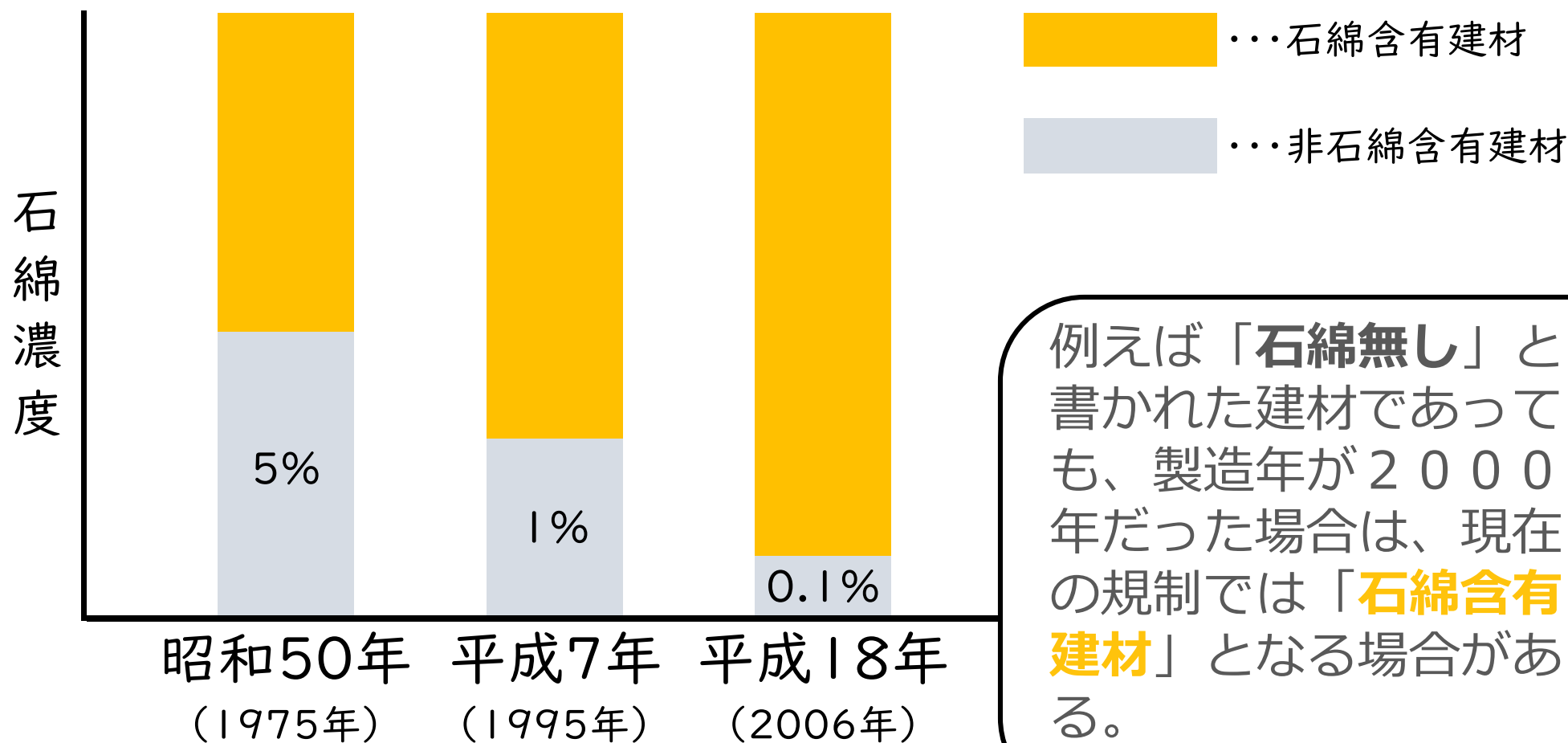
(2) 現地調査

事前調査の流れ②



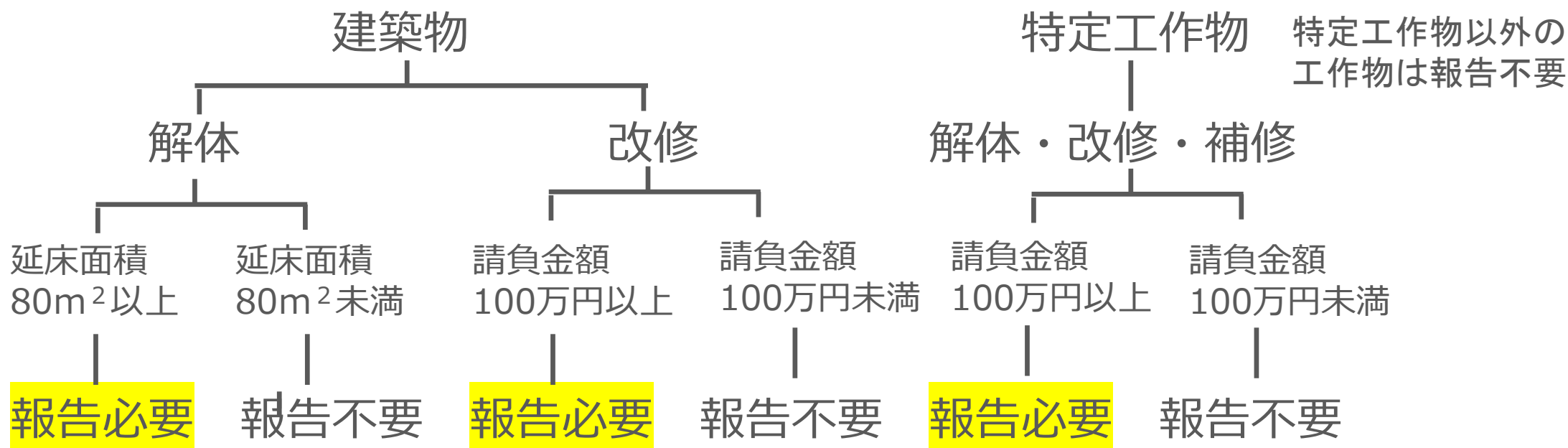
2. 事前調査について

昔の「石綿無し」表示では石綿含有製品になることも



2. 事前調査について 報告対象となる工事

元請業者は一定規模以上の工事について、**遅くとも
着工前までに**事前調査の結果を報告する義務あり



アスベストの**有無は関係がない**点に注意



事前調査結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
30万円以下の罰金

2. 事前調査について

原則、石綿事前調査結果報告システム（Gビズ）により報告

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

 環境省
Ministry of the Environment

お知らせ一覧 ヘルプ

ログイン

● 石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■ 報告が必要となる工事

- ・ 建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80㎡以上）
- ・ 建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・ 工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・ 鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

GビズIDでログイン

初めての方はこちら

GビズIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビズID）により事前にアカウントを作成する必要があります。
GビズIDをお持ちでない方は「GビズIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。
（GビズIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

2. 事前調査について

元方（元請）事業者情報

事業者の名称？ **必須**

株式会社〇〇〇〇

全角（半角は英字のみ可）

代表者氏名？

代表取締役 〇〇 〇〇

全角（半角は英字のみ可）

代表者氏名の入力漏れ多数！
必須でないのは個人の場合のみ。

建築物等の概要

建築物又は工作物の新築工事の着工日？ **必須**



☐ 不明

半角

耐火？

☐

耐火

構造？

☐

木造

建築物又は工作物の新築工事の着工日には
解体等工事の着工日ではなく、
建築物又は工作物を新築した時の着工日を入力してください。

2. 事前調査について

元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者

事前調査を実施した者？	
氏名	例) 事前 全角（半角は英字のみ可）
講習実施機関の名称？	〇〇センター、〇〇 全角
事前調査を行った者が 受諾した建築物石綿含 有建材調査者講習等登 録規程の区分？	☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ その他

調査者の記載漏れが目立ちます。

- ・平成18年（2006年）9月以降に着工した建築物等は入力不要。
- ・講習実施機関、登録区分も入力。

分析調査を実施した者	
氏名？	 全角（半角は英字のみ可）
所属	 英字のみ可
	 全角

分析調査を行ったら必ず入力！

2. 事前調査について

そもそも使用されていない
(存在しない) 建材には
チェック入れる必要なし。

吹付け材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ 有とみなす ☐ 無
含有無しと判断した 根拠	☐ 1 : 目視 ☐ 2 : 設計図書 (4を除く。) ☐ 3 : 分析
	☐ 4 : 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5 : 建築材料等の製造年月日

改修工事の場合は、改修を行う範囲に
ある建材について入力。

仕上塗材	
石綿含有の有無 ?	☐ 有 ☐ 有とみなす ☒ 無
含有無しと判断した 根拠	☐ 1 : 目視 ☐ 2 : 設計図書 (4を除く。) ☒ 3 : 分析
	☐ 4 : 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5 : 建築材料等の製造年月日

過去に実施した分析報告書で判断する
ときは分析にチェック

2. 事前調査について

所定の記入事項以外に連絡事項がある場合は、
自由記載欄の活用をお願いします

自由記載欄

例) 配管エルボは非石綿含有部カット
など

全角

2. 事前調査について

- 事前調査結果の発注者への説明
- 元請業者は事前調査に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から **3年間保存**
- 事前調査に関する記録を**工事の現場に備え置き**
(電子データでも可)
- 事前調査の結果等を工事の現場において工事の開始から終了まで公衆に**見やすいように掲示**



1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
4. 作業基準について
5. 立入検査
6. 事前質問への回答



3. 届出について

法令上必要となる届出

大気汚染防止法

(1) 特定粉じん排出等作業実施届出書

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

(2) 石綿排出等作業実施届出書

(3) 作業完了報告書

(4) 石綿濃度測定計画届出書

(5) 石綿濃度測定結果報告書

3. 届出について 大気汚染防止法の届出

(1) 特定粉じん排出等作業実施届出書

対象 : レベル1, 2 建材を除去等する工事

届出者 : 解体、改修工事の**発注者**

期日 : 工事着工の**14日前**まで

＜届出期限の例＞（中 14 日で数えます。）

		日	月	火	水	木	金	土
届出期限（例1）				1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			
作業開始日（例2）								
					作業開始日（例1）			



特定粉じん排出等作業実施届出書の提出をせず、レベル1, 2 建材の除去をした者 : 3月以下の拘禁刑、又は30万円以下の罰金

3. 届出について 川崎市条例の届出

(2) 石綿排出等作業実施届出書

対象 : レベル3建材を500m²以上除去する建築物の解体工事
(延床面積80m²以上)

届出者 : 解体工事の**元請業者**

期日 : 工事着工の**14日前**まで

(3) 作業完了報告書

対象 : 特定粉じん排出作業等実施届出書を届け出た工事
石綿排出等作業実施届出書を届け出た工事

届出者 : **それぞれの届出の届出者**

期日 : 作業完了後**30日以内**

3. 届出について 川崎市条例の届出

(4)石綿濃度測定計画届出書

対象 : レベル1、2 建材を50m²以上除去等する工事

届出者 : 解体、改修工事の元請業者

期日 : 特定粉じん排出等作業実施届出書と併せて提出

(5)石綿濃度測定結果報告書

対象 : 石綿濃度測定計画届出書を届け出た工事

届出者 : 解体、改修工事の元請業者

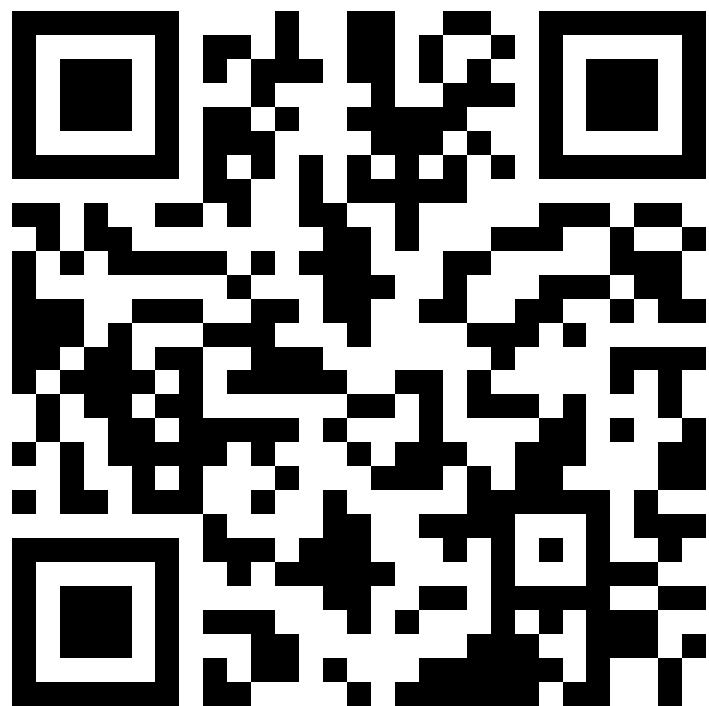
期日 : 作業完了報告書と併せて提出

3. 届出について

届出作成ガイド

様式集や必要書類について、市HP上にまとめています。

【様式集・必要書類】



【飛散防止ガイドライン】



電子申請もこちらから



1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
- 4. 作業基準について**
5. 立入検査について
6. 事前質問への回答



4. 作業基準について

石綿含有建材除去時に守るべき作業基準

- (1) 作業計画の作成
- (2) 作業内容の掲示
- (3) 建材ごとに定められた除去方法
- (4) 工事中の作業の記録
- (5) 下請負人に対する元請業者の指導

4. 作業基準について

(1) 作業計画の作成

●除去する建材のレベルによらず作成が必要。法令により記載事項が定められている。

●作成した作業計画は、下請け業者を含む、作業を行うすべての業者に説明。

●作業は作業計画に従って行う。

●作業計画は現場に備え付ける。

作業計画の記載事項

作業計画の記載事項	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 4 第一号)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
	同工事の場所
②石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類
	特定粉じん排出等作業の実施の期間
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積
③石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

4. 作業基準について

(2) 作業内容の掲示

石綿含有建材除去時には**公衆に見やすいように**掲示

「作業方法」と「事前調査結果」を合わせた掲示の例

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材（レベル3建材）の除去等作業記入例 ※掲載サイズは（A3：横 420mm 以上、縦 297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第16条の15第3項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称 **〇〇〇〇解体工事作業所**

調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 東京都〇〇区〇〇
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者（工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査方法の概要（調査箇所） 【調査方法】事前調査、既設調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体（1階～3階）		住所 東京都〇〇区〇〇
調査結果の概要（区分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、調査箇所） 【石綿含有あり】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 外壁 石綿含有仕上塗材（クリンタイル）③ 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ④ 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル ⑤ 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード（クリンタイル）② 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床（ビニル床シート）⑤ 壁 けい酸カルシウム板第1種 ④ 天井 非繊維石膏板③ その他の建材④⑤		現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 〇〇-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法 石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 解体 その他の		調査を行った者（分析等が実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境（株）氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所 東京都〇〇区〇〇〇〇 分枝を要しない者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所 埼玉県〇〇市〇〇〇〇
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 石綿含有仕上塗材 （例）剥離剤使用手工具でレンガ工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。 石綿含有成形板等 （例）フレキシブルボードは周囲のままで取り外す。ビニル床タイルは慎重にしながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、慎重にしながらパール等で除去を行う。	使用する資材及びその種類 ・遮断用養生：〇〇〇〇 ・剥離剤：〇〇〇〇 ・養生用シート（養生/養生） ・養生テープ 等	その他事項 調査結果の概要に記載された〇数字は、以下の判断根拠を基に ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日 ⑥みなし
備考 その他の事項等の提出年月日 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）		

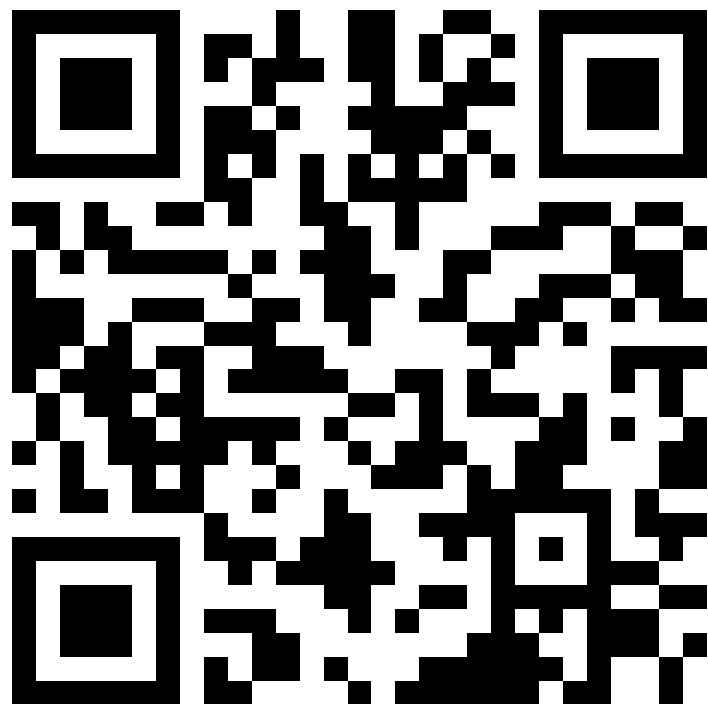
A3以上で

石綿含有建材がなくても掲示（事前調査結果等のみ）は必要

4. 作業基準について

掲示板の様式例（wordファイル）もこちらから

【様式集・必要書類】



**【石綿事前調査結果報告
システム利用者マニュアル】
125ページ以降参照**



4. 作業基準について

(3) 建材ごとに定められた除去方法

レベル1、2 建材の除去方法

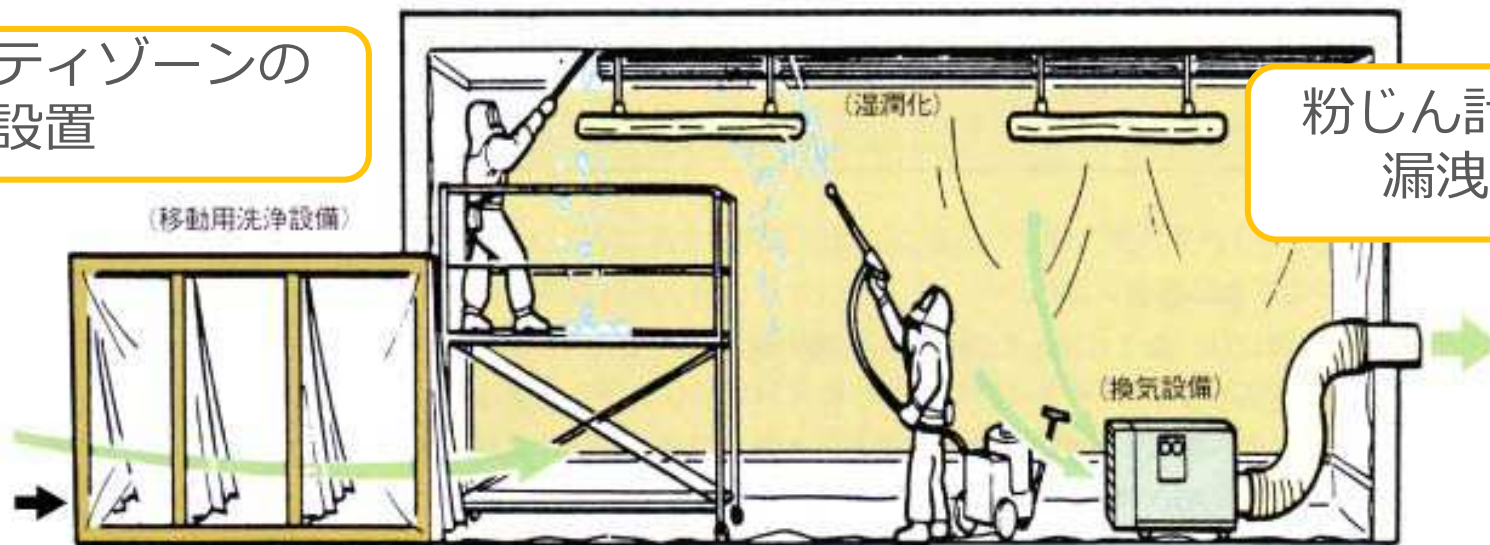
- 原則、負圧隔離養生下での除去作業が必要。
- 同等以上の措置として、グローブバッグ工法がある。

薬液による湿潤化

セキュリティゾーンの
設置

粉じん計を用いた
漏洩の監視

気流の確認



HEPAフィルター付きの
集じん機

4. 作業基準について

(3) 建材ごとに定められた除去方法

レベル3 建材（石綿含有成形板等）

- 原則、**原型のまま手作業**で取り外す
- やむを得ず破砕するときは**湿潤化**しながら手作業で行う
- けい酸カルシウム板第一種を切断・破砕するときは、
隔離養生（負圧は不要）が必要

レベル3 建材（石綿含有仕上塗材）

除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること。

- 電動工具を使用しない方法 → 湿潤化必要
 - ・ 剥離剤併用手工具ケレン除去
 - ・ 高圧水を用いた工法 など
- 電動工具を使用した方法 → 湿潤化 + **隔離養生（負圧は不要）が必要**
- 性能を満たした集塵機付き電動工具 → 湿潤化必要、養生は不要

4. 作業基準について

(4) 工事中の作業の記録

- 工事期間中の記録（工事終了まで保存）

特定粉じん排出等作業の実施状況

- 下請負人の作業遵守の確認

- 知識者による確認

調査者または石綿作業主任者等の知識者による目視確認

(5) 下請負人に対する元請業者の指導

4. 作業基準について

作業基準以外の規定

- 工事終了後の記録（工事終了後3年間保存）
 - ・ 発注者、元請事業者、下請負人の情報
 - ・ 特定工事の場所
 - ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況
 - ・ 除去完了確認の年月日、確認者の氏名
- 発注者への作業結果の報告
特定粉じん排出等作業の結果を書面で報告

4. 作業基準について

作業基準以外の規定

●近隣への周知

川崎市条例により、一定規模以上の工事において

近隣への周知の義務あり

対象工事

- ・レベル1, 2 建材を除去する建築物や工作物の解体、改修工事
- ・レベル3 建材を除去する建築物の解体工事（延床面積80m²以上）

周知事項

事業者氏名、連絡先、石綿除去作業期間、石綿除去作業方法・・・等

周知方法

広告物の配布、訪問、説明会の実施・・・等

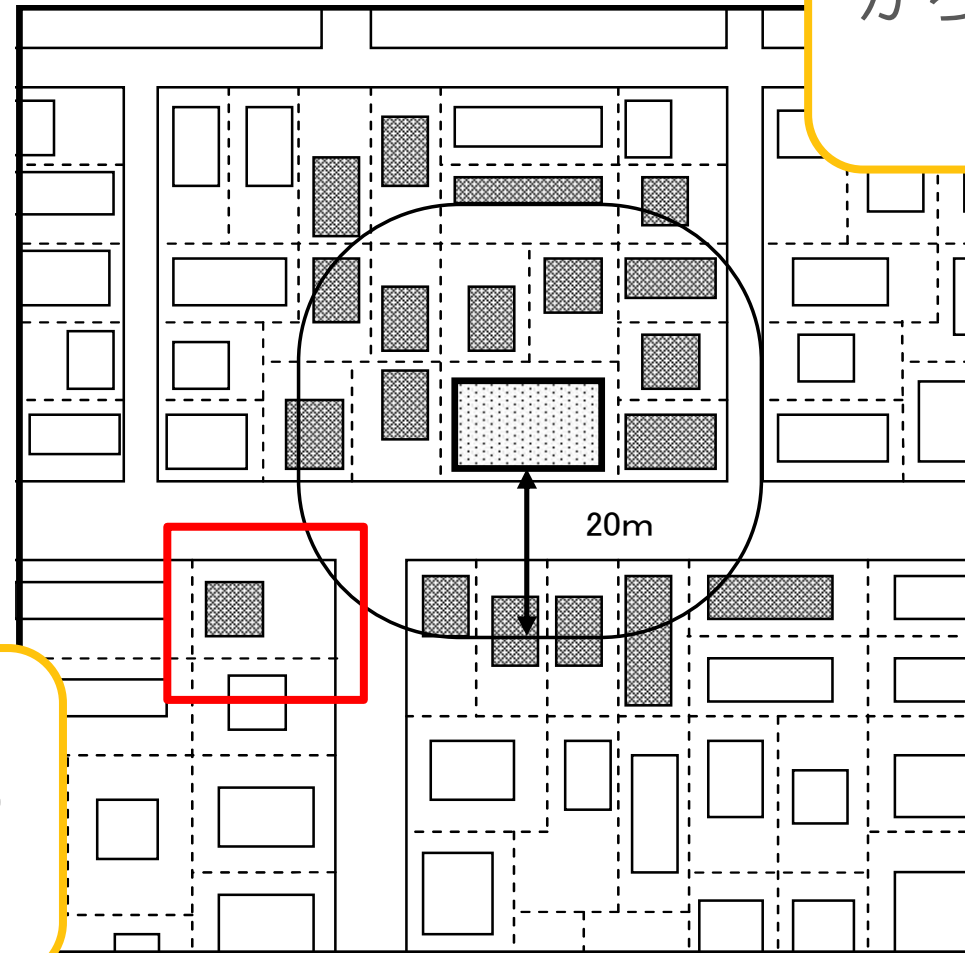
周知範囲

解体、改修工事を行う区域の境界線から**水平距離で20m以内**に
敷地の一部でもかかる住宅及び事業者

4. 作業基準について

周知範囲の注意点

解体する建築物の中心から20m以内ではないことに注意



敷地の一部が範囲にかかっている
ので周知対象となる

範囲内かどうか迷ったら周知したほうがよい



1. 石綿とは
2. 事前調査について
3. 届出について
4. 作業基準について
5. **立入検査について**
6. 事前質問への回答



5. 立入検査について

川崎市が行う立入検査について

●レベル1, 2 建材除去の負圧養生検査

(建築物や工作物の解体・改修)

- ・ 建材使用状況、養生、使用資機材が届出と一致しているか確認
- ・ デジタル粉じん計による集じん機からの漏洩確認

●レベル3 建材除去の検査 (基本的に建築物の解体)

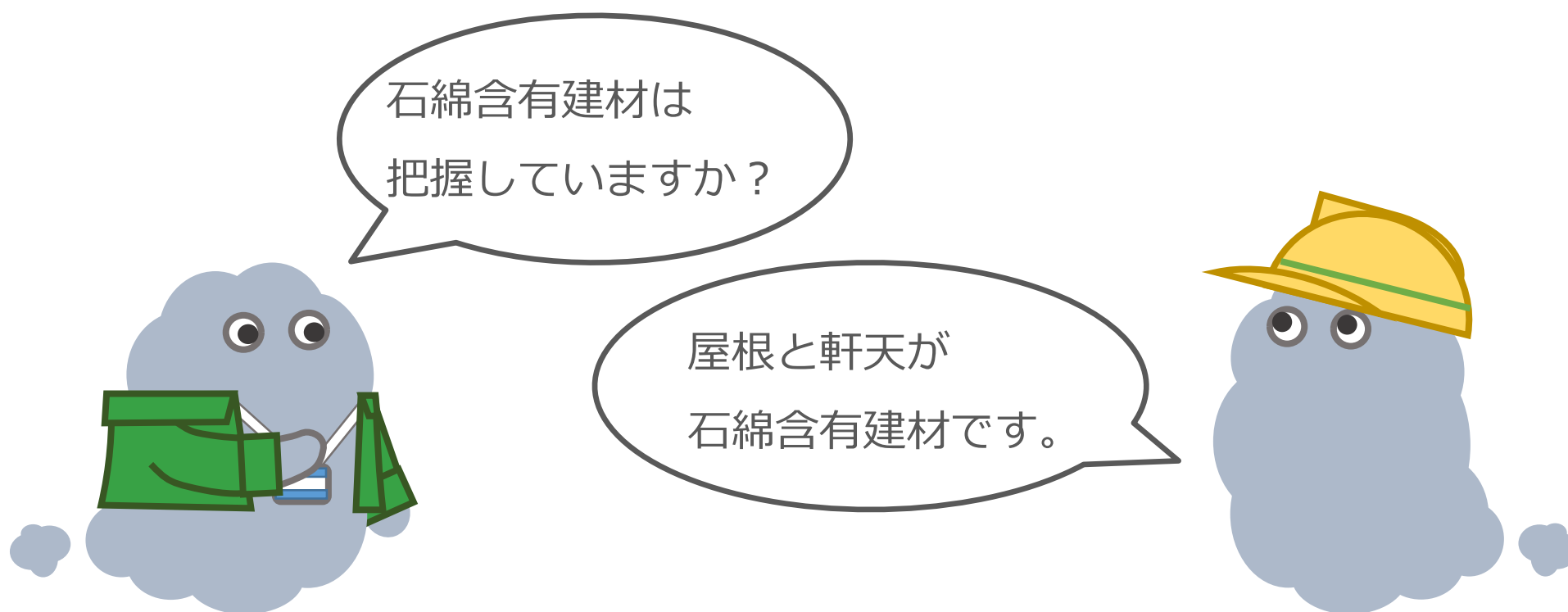
- ・ 作業基準の遵守状況の確認
- ・ 掲示物の確認
- ・ 建材の調査漏れの確認

令和6年度実績
959件

5. 立入検査について 市のチェックポイント

(1) ヒアリング

- ・ 現場責任者のご所属、お名前の確認
- ・ 石綿含有建材の確認



5. 立入検査について 市のチェックポイント

(2) 掲示板の確認

- ・ 掲示板が設置されているか
- ・ 見やすい位置に貼られているか
- ・ 必要事項が記載されているか

【よくある苦情事例】
掲示板が設置されていない



囲いに隠れないように
掲示板を移動させよう。

5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としがないかの確認

見落としやすい建材：キッチン吊り棚

吊り棚の下部にケイ酸カルシウム板やスレート板が施工されている場合がある。



火の周りは要注意

5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としがないかの確認

見落としやすい建材：ビニールシート（クッションフロア）

- ・トイレ、脱衣所、キッチンなど水回りに施工されていることが多い。



リフォームなどで二重に貼られている場合もあるので注意する。

5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としがないかの確認

見落としやすい建材：戸袋

戸袋内部にケイ酸カルシウム板やスレート板が施工されている場合がある。



5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としががないかの確認

見落としやすい建材：配管のエルボ部分

直管部の保温材ではアスベストが使用されていない場合でもエルボ部分の保温材にはアスベストが使用されている場合がある



写真出典 国土交通省
目で見えるアスベスト建材

5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としがないかの確認

見落としやすい建材：セメント円筒管（耐火二層管、トミジ管）

配管の周囲をスレート建材で覆っていることがある。



5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としがないかの確認

見落としやすい建材：ケーブル貫通部

耐火仕切板や耐火パテがアスベストを含んでいる可能性あり。



5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としがないかの確認

見落としやすい建材：タイル裏地、ユニットバス裏の成形板、

キッチンや浴室などのタイル裏地、ユニットバス裏に成形板などが使用されていることがある。



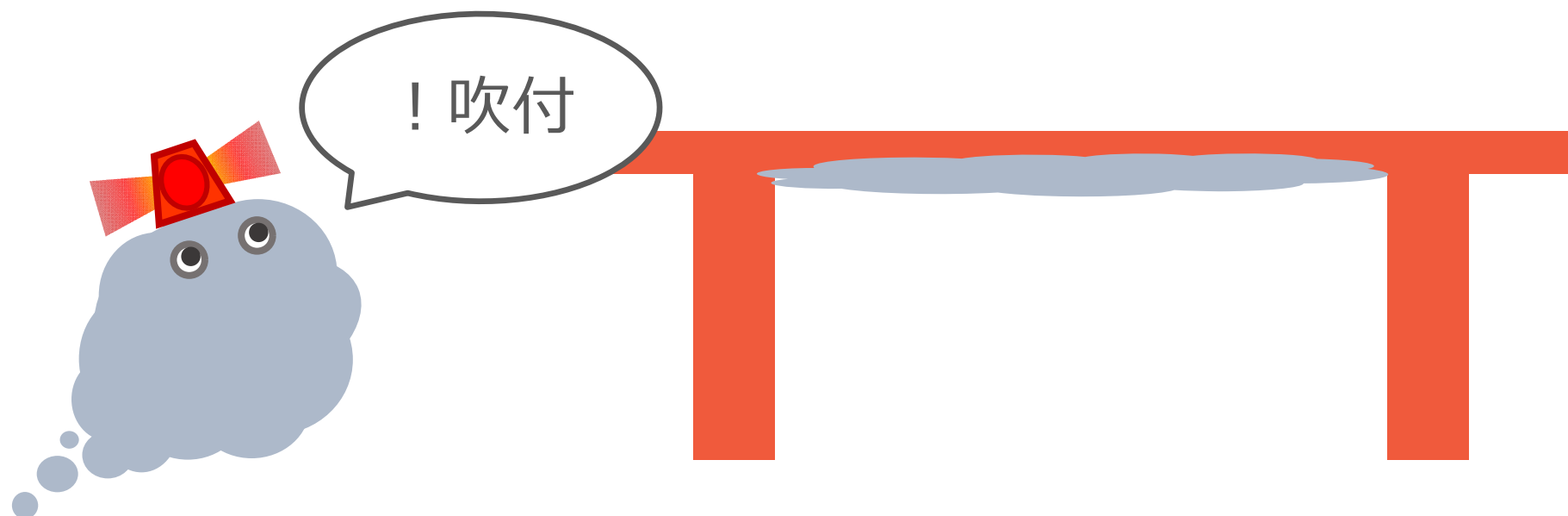
解体を進めないと見つからない場所から新たに建材が見つかった場合は、調査者を呼び、追加で調査等を実施してから適切に工事を再開する。
石綿事前調査結果報告システム、掲示板も速やかに修正する。

5. 立入検査について 市のチェックポイント

(3) 石綿含有建材の見落としがないかの確認

【事例】
報告のない吹付材が確認される

- ・ 鉄骨造3階建て以上は吹付があるものとして調査
- ・ すべての階を確認



5. 立入検査について 市のチェックポイント

(4) 作業基準が守られているか

- ・ 原則、原型のまま手作業で取り外す
やむを得ず破砕するときは湿潤化しながら手作業で行う
- ・ 石綿含有建材を取り外し終わった後に重機解体

【よくある苦情事例】

- ・ 重機解体に入っているが、アスベスト対策は大丈夫か



5. 立入検査について 市のチェックポイント

【よくある苦情事例】

- ・ 取り外した屋根を投げており、破片が飛んできそうである
- ・ 解体現場からの粉じんがすごい



粉じんが舞わないように
しっかり散水しよう

